

平成26年 第9回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成26年8月21日(火) 午前9:00~9:30

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (7人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	1	畠山 賢悦
職務代理	3	長根 孝衛
委 員	4	長井 進
〃	6	坂根 重友
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人

4. 欠席委員 (3人)

2番 小坂 敏 5番 佐藤 光男 9番 工藤 昭治

5. 会議書記 事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第7号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議 長	<p>会議に入る前に、村民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、1 番 畠 山 賢 悦 君 にお願ひします。</p>
	(村民憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 7 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 9 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、6 番 坂 根 重 友 君 並びに 7 番 小 澤 守 昭 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3 報告第 7 号 農地使用貸借合意解約書の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>日程第 3 報告第 7 号 農地使用貸借合意解約書の受理について</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので、報告いたします。</p> <p>P3 に 1 件の合意解約書の写しを添付してあります。これは今までの貸し人が新たな借り人と使用貸借を契約したいということですので、現在の借り人と解約をするものです。</p>
議 長	<p>次に、日程第 4 議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 26 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 4 議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は賃貸借が 1 件、使用貸借が 1 件の計 2 件です。</p> <p>それでは、受付番号 26 号について説明いたします。</p> <p>受付番号 26 号の農地法第 3 条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p>

	<p>また、P9に 農地法3条1項の調査書、P10に許可申請書の写し、P11に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>譲受人は、以前この農地を社団法人青い森農林振興公社を介在して賃貸借権を設定していましたが、6年間の契約期間が満了したため、新たに賃貸借契約を締結するため申請するものです。</p> <p>なお、譲受人の経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、農地法3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番 長井委員から報告を求めます。</p>
長井委員	<p>議案第16号 受付番号26号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号26号の申請地は畑であり、現在も畑で耕作されています。</p> <p>借り受け後は葉タバコの作付けを予定しています。</p> <p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>引き続き、日程第4 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号27号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、受付番号27号について説明いたします。</p> <p>受付番号27号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P12に 農地法3条1項の調査書、P13に許可申請書の写し P14～P16までは土地の所在一覧、P17に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>この申請地箇所は、親子間の使用貸借であり、譲受人の長男が今後新規就農する予定であるため、使用貸借の再設定をするものであります。なお、現地調査については新規就農のために贈与する予定地4筆を確認しております。周辺農地状況など、別紙、農地法第3条の調査書記載のとおり許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番 長井委員から報告を求めます。</p>

長井委員	<p>議案第16号 受付番号27号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号27号の申請地の登記地目は田になっておりますが、現況は、畑として耕作しております。</p> <p>貸借後も、そのままの状態野菜等の作付を予定しています。</p> <p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第16号、受付番号第26号、27号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第16号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第5 議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、受付番号第1号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、</p> <p>受付番号第1号について説明いたします。受付番号1号の農地の所在、地目、面積及び申請人の住所氏名は議案書記載のとおりであり、転用目的並びに転用理由は携帯電話無線基地局の増設工事による、資材置き場、現場事務所等の工事用仮設ヤードが必要なため、一時転用の申請をするものです。申請地は、基地局の隣地であり、作業効率等から一番望ましい場所であることから選定されたものです。転用期間は許可の日から平成26年12月28日までとなっています。P20 から P31 に許可申請書の写し、案内図、登記事項証明書3件、地籍図の写し、増設平面図、縦横断図、仮設計画図、求積図、農地転用計画書、法人登記謄本を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、周辺農地への被害防除措置等について調査した結果、転用内容は許可基準に照らし許可相当と判断されますので、県知事へ送付して差し支えないものと考えられます。</p>
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の8番 谷地村委員から報告を求めます。

谷地村委員	<p>議案第17号の受付番号1号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号第1号の農地は、携帯電話無線中継基地局の増設工事のため、工事中仮設置き場として一時転用の申請したものであります。</p> <p>申請地の地目は「田」となっておりますが、現在は休耕している状態です。</p> <p>工事終了後は、農地として復元し地権者に返すこととなっております。</p> <p>これらのことから、利用状況及び周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第17号、受付番号1号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第17号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成26年 第9回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

議 長

署名者

署名者